

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県事務所等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「、岐阜県岐阜地域福祉事務所」を削り、「県税事務所」の下に「、岐阜県岐阜地域環境事務所」を、「保健所」の下に「、岐阜県岐阜地域福祉事務所」を加え、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（岐阜県岐阜地域環境事務所）

第三条 地方自治法第五十六条の規定により、環境に関する事務を分掌させるため、岐阜市に岐阜県岐阜地域環境事務所を設置する。

2 岐阜県岐阜地域環境事務所の所管区域は、岐阜地域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務所等設置条例（以下「新条例」という。）の規定により岐阜県岐阜地域環境事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為は、岐阜県岐阜地域環境事務所の長がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例の規定により岐阜県岐阜地域環境事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用につ

いては、当該行為が岐阜県岐阜地域環境事務所の長に対してなされたものとみなす。

(岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正)

4 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成十一年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「県事務所」の下に「及び岐阜県岐阜地域環境事務所」を加える。

提 案 説 明

岐阜県岐阜地域環境事務所を設置するため、この条例を定めようとする。